

# 神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

Commentaries on the Zkongguo xiaoshuo shilüe  
(Lu-xun's a brief history of Chinese fiction) (V),  
(VI)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 1988-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中嶋, 長文, Nakajima, Osafumi メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/2250">https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/2250</a>

This work is licensed under a Creative Commons  
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0  
International License.



# 中國小說史略考證 第五續・第六

中 島 長 文

## 第五篇 六朝之鬼神志怪書(上) 續

12 劉敬叔字敬叔、以至然亦非原書

寫印本『大略』五云、宋時、彭城劉敬叔作異苑、今存者十卷、亦非原書。鉛印本は「秦始中卒于家。」までは「史略」に同じい

が、その後は「敬叔穎敏有異才、嘗著異苑十餘卷、今存者十卷、然亦非原書。」とする。

「小説的變遷」第二講、前條1所引參看。

胡震亨「劉敬叔傳」云、劉敬叔字敬叔、彭城人。少穎敏有異才、起家中兵參軍司徒掌記。義熙中、劉毅與宋高祖共舉義旗、克復京鄆、功亞高祖、進封南平郡公。敬叔以公望推借拜南平國郎中令。既而有詔、拜南平公世子。毅以帝命崇重、當設饗宴親、請吏佐臨視。至日、國僚不重白、默拜于廐中、使人將反命。毅方知之、謂敬叔典禮故爲此慢、大以爲恨、遂奏免敬叔官。及誅毅、高祖受禪、召爲征西長史。元嘉三年、入爲給事黃門郎、數年以病免。太始中卒于家。所著有異苑十餘卷行世。津逮秘書本「異苑」卷首、又學津討源本

『隋志』史部雜傳類云、異苑十卷宋給事劉敬撰。兩唐志著錄せず。

『四庫提要』一四二、子部小說家類云、異苑十卷、宋劉敬叔撰。敬叔宋書南史俱無傳、明胡震亨始採諸書補作之。中略。

其書皆言怪之事、卷數與隋書經籍志所載相合。中略。疑已不免有所佚脫竄亂、然核其大致尙爲完整、與博物志述異記全出後人補綴者不同。且其詞旨簡澹、無小說家猥瑣之習、斷非六朝以後所能作、故唐人多所引用。後略。

13 所引『異苑』

四七一四

寫印本『大略』は「魏時大鐘」の條は引かず、後掲の「吳郡岑淵」の條を引く。他は同じ。鉛印本は寫印本引用例に加えて「魏時の大鐘」を引き、初版に至って「吳郡岑淵」を削る。

吳郡岑淵爲吳郡時、大司農卿碑注在江東湖西。太元中、村人見龜載從田中出、還其先處、萍藻猶著腹下。(卷八)

卷八、桓闌の話の「太元十九年」の「元」字、『大略』から七版までテキスト通りであったのが、訂正版で「原」に誤り、五七年版全集でもとの「元」字に訂された。

卷十、劉邕の條、「瘡痂落、常以給膳」の「落」字、秘冊彙函本以後各本いずれもなく、『異苑』のこの部分を略引したと思われる『宋書』卷四二劉穆之傳の文にも「落」字はない。一方魯迅のは『大略』寫印本から「落」字を添える。意を以て補ったものか、あるいは前文に引かれた筆誤か。

14 臨川王劉義慶、以至『晉書』多取之

四六十二

寫印本『大略』五云、臨川王劉義慶多所著述、有幽明錄二十卷、見隋志。其書今雖不存、而見引甚多、似皆集錄他人撰述、非自造也。唐時嘗盛行、劉知幾謂晉書多取之。鉛印本は「四〇三―四四四」〔詳見「宋書」「宋室傳」〕の挿入がない他は

「史略」に同じい。また7―5所引「選本」參看。

『宋書』卷五一、宗室傳云、義慶幼爲高祖所知、常曰、「此我家豐城也。」年十三、襲封南郡公。除給事、不拜。義熙十二年、從伐長安、還拜輔國將軍、北青州刺史、未之任、徙督豫州諸軍事、豫州刺史、復督淮北諸軍事、豫州刺史、將軍並如故。永初元年、襲封臨川王。徵爲侍中。元嘉元年、轉散騎常侍、祕書監、徙度支尚書、遷丹陽尹、加輔國將軍、常侍並如故。中略。在京尹九年、出爲使持節、都督荆雍益寧梁南北秦七州諸軍事、平西將軍、荊州刺史。荊州居上流之重、地廣兵強、資實兵甲、居朝廷之半、故高祖使諸子居之。義慶以宗室令美、故特有此授。性謙虛、始至及去鎮、迎送物並不受。中略。義慶留心撫物、州統內官長親老、不隨在官舍者、年聽遣五吏餉家。先是、王弘爲江州、亦有此制。在州八年、爲西土所安。撰徐州先賢傳十卷、奏上之。又擬班固典引爲典敘、以述皇代之美。十六年、改授散騎常侍、都督江州豫州之西陽晉熙新蔡三郡諸軍事、衛將軍、江州刺史、持節如故。十七年、卽本號都督南兗徐兗青冀幽六州諸軍事、南兗州刺史。尋加開府儀同三司。爲性簡素、寡嗜欲、愛好文義、才詞雖不多、然足爲宗室之表。受任歷藩、無浮淫之過、唯晚節奉養沙門、頗致費損。少善騎乘、及長以世路艱難、不得跨馬。招聚文學之士、近遠必至。太尉袁淑、文冠當時、義慶在江州、請爲衛軍諮議參軍。其餘吳郡陸展、東海何長瑜、鮑照等、並爲辭章之美、引爲佐史國臣。太祖與義慶書、常加意斟酌。中略。義慶在廣陵、有疾、而白虹貫城、野麕入府、心甚惡之、固陳求還。太祖許解州、以本號還朝。二十一年、薨於京邑、時年四十二。追贈侍中、司空、諡曰康王。

『隋志』史部雜傳類云、徐州先賢傳贊九卷劉義慶撰。江左名士傳一卷劉義慶撰。宣驗記十三卷劉義慶撰。幽明錄二十卷劉義慶撰。又子部小說類云、世說八說宋臨川王劉義慶撰。又集部別集類云、宋臨川王義慶集八卷。又集部總集類云、集林一百八十一卷宋臨川王劉義慶撰、梁二百卷。

右の著作のうち兩『唐志』が著録しないのは『江左名士傳』と『宣驗記』の二點で、『隋志』になく兩『唐志』に著

録するものに『後漢書五十八卷』、舊『唐志』のみに著録するものに『小説十卷』がある。なお『幽明錄』については『隋志』各本は皆「二十卷」に作るが、兩『唐志』は「三十卷」に作る。『大略』寫印本は「二十卷」とするが、鉛印本以降はすべて「三十卷」とする。寫印本の「二十卷」に戻すべきである。

『古小説鈎沈』凡そ二百六十六條を輯録する。『鈎沈』の前に一部を收録するものに述古堂叢抄本、それを襲う琳琅秘室叢書本があり、凡そ一五九條を輯める。

「集録前人撰作」についてはのちに嚴懋垣、傅惜華、李劍國等に異論がある。魯迅は「選本」7—5所引でもこと同様のことを述べている。

『史通』卷五、採撰篇云、晉世雜書、諒非一族。若語林世說幽明錄搜神記之徒、其所載或恢諧小辨、或神鬼怪物。其事非聖、楊雄所不觀。其言亂神、宣尼所不語。皇朝所撰晉史、多採以爲書。夫以于鄧之所糞除、王虞之所糠粃、以爲逸史、用補前傳。此何異魏朝之撰皇覽、梁世之修通鑑。務多爲美、聚博爲功、雖取悅小人、終見嗤於君子矣。

章宗源『隋志考證』云、幽明錄二十卷劉義慶撰。此書見引甚多、幽明或作幽冥。史通言、唐修晉書、多取幽明錄。今考太平御覽所引、如人事部石勒問佛圖澄擒劉曜兆、謝安石夢乘桓溫興行見白雞而止、魏武帝夢三馬食一槽、王茂宏夢人以百萬錢買大兒長豫、此類皆晉書所取資。唐志三十卷、入子部小説。

15 宋散騎侍郎東陽無疑、以至今佚

寫印本『大略』五、また鉛印本四、『史略』に同じい。

馬國翰「齊諧記」輯本序「玉函山房輯佚書」卷七六云、齊諧記一卷 宋東陽無疑撰。無疑不詳何人。據隋志知爲宋散騎侍郎。何氏姓苑云、東陽氏出於東陽郡。可考者僅此書。名取莊子齊諧志怪之語、所記皆神異事。隋志入雜傳記、唐志入

小説、并七卷、今佚、采輯成帙。考梁吳均有續齊記一卷、以東陽先有此書、故吳記言續。吳記世論傳之、探源火敦、亦覽古者之快事云。

『隋志』史部雜傳類云、齊諧記七卷宋散騎侍郎東陽無疑撰。

『舊唐志』史錄雜傳類云、齊諧記七卷東陽無疑撰。

『新唐志』子

錄小說家類云、東陽無疑齊諧記七卷。

『古小說鈎沈』輯錄凡十五條。『鈎沈』に先立ち『玉函山房輯佚書』本一卷がある。條目は『鈎沈』に一致するが、引用が『鈎沈』の方が丁寧詳細である。

16、梁吳均作『續齊諧記』一卷、以至尤其奇詭者也

四一八

寫印本『大略』五云、梁吳均作『續齊諧記』一卷、今尚存、然亦非原本。其文婉曲可觀、唐宋文人、多引爲典據、陽羨鵝籠之記、尤其奇詭者也。鉛印本は「年五十二」の後に西曆の生卒年を入れない他は、すべて「史略」に同じい。

『隋志』史部雜傳類云、續齊諧記一卷吳均撰。

『舊唐志』史錄雜傳類云、續齊諧記一卷吳均撰。

『新唐志』子錄小說家類云、

吳筠續齊諧記一卷

陳振孫『直齋書錄解題』卷十一云、續齊諧記一卷 梁奉朝請吳均撰。齊諧志怪本莊子語也。唐志又有東陽無疑齊諧志、今不傳、此書殆續之者歟。

『梁書』卷四九、文學傳二云、吳均字叔庠、吳興故鄣人也。家世寒賤、至均好學有俊才、沈約嘗見均文、頗相稱賞。天監初、柳惲爲吳興、召補主簿、日引與賦詩。均文體清拔有古氣、好事者或數之、謂爲吳均體。建安王偉爲揚州、引兼記室、掌文翰。王遷江州、補國侍郎、兼府城局、還除奉朝請。先是、均表求撰齊春秋、書成奏之、高祖以其書不實、使中書舍人劉之遴詰問數條、竟支離無對、敕付省焚之、坐免職。尋有敕召見、使撰通史、起三皇、訖齊代、均草本紀世家、

功已畢、唯列傳未就。普通元年、卒、時年五十二。均注范曄後漢書九十卷、著齊春秋三十卷、廟記十卷、十二州記十六卷、錢唐先賢傳五卷、續文釋五卷、文集二十卷。

『四庫提要』卷一四二、子部小說家類云、續齊諧記一卷、梁吳均撰。事蹟具梁書本傳。中略。是書隋志著錄、杜公瞻荆楚歲時記註、歐陽詢藝文類聚已先引其文。中略。所記皆神怪之說、然李善註文選於陸機豫章行引其田氏三荆樹一條、於謝惠連七月七日夜詠牛女詩引其成武丁一條、韋綯劉禹錫嘉話引其霍光金鳳轄一條、蔣潛通天犀導一條、張彥遠歷代名畫記引其徐邈畫鱸魚一條、是在唐時已授爲典據、亦小說之表表者矣。惟劉阮天台一事、徐子光註李瀚蒙求引續齊諧記之文、述其始末甚備、而今本無此條。豈原書久佚、後人於太平廣記諸書內鈔合成編、故偶有遺漏歟。

17 所引『續齊諧記』

四八一

『大略』兩本皆この條を引く。

通行の『續齊諧記』各本と對校した結果、『史略』所引部分は、顧氏文房小説本、古今逸史本、秘書二十八種及び二十一種本とは合わぬところがあり、據つたのは廣漢魏叢書本、增訂漢魏叢書本、『說郛』宛委山堂本、五朝小説本のいずれかと思われるが特定しがたい。ただ各本を通じて「餽饌」の「餽」を「飾」に、「此女雖有情、心亦不盡」を「此女子、雖有心情、亦不甚」に作る。『大略』寫印本では「飾」はすでに訂されているが、後者は各本の通りに引いている。(ただ「女子」の「子」は脱落させているけれども)陽羨鵝籠の話は『太平廣記』卷二八四にも引かれており、魯迅はこの二箇所、少なくとも後者は『大略』寫印本刊行に際して『廣記』所引の文に據って現行のように訂したものである。但し『廣記』所引の文は『史略』所引と異同が多い。

18 然此類思想、以至乃爲中國之書生

四九一三

寫印本『大略』五云、段成式酉陽雜俎云、「釋氏譬喻經云昔梵志作術吐出一壺中有女與屏處作家室梵志少息女復作術吐出一壺中有男子復與共臥梵志覺次第互吞之柱杖而去余以具均嘗覽此事訝其說以爲至怪也」續集卷三貶誤篇 然荀氏靈鬼志亦記此事、大略相同。知天竺二故事當時流行世間、多影響於著作矣。

鉛印本『大略』四云、「今尙存」まではほ「史略」に同じ、從略。而此種不可思議相、則一、以佛經爲本、如觀佛三昧海經(卷一) 說觀佛苦行時白毫毛相、有云、「史略」に同じ、從略。亦即男子入鵝籠相之淵源矣。後は「史略」に同じだが、「段成式已謂其出于天竺」中有女子、與屏處作家室」と「其」字を添え、句讀が異なる。

『觀佛三昧海經』を引く叙述は右に掲げたように『大略』鉛印本と『史略』とはちがいがあつた。鉛印本では「此種不可思議相」は陽羨鵝籠と梵志吐壺の二説話に共通するモチーフを承けるものとして考えられ、それらはまったく佛經に由來するものであるとして「則一、以佛經爲本」と述べ、兩説話の源はたとえ「觀佛三昧海經」であるとして「亦即男子入鵝籠相之淵源矣」と言う。一方『史略』では「一、以佛經爲本」を「復、有他經爲本」と變え、淵源の説を「當又爲梵志吐壺相之淵源矣」と『舊雜譬喻經』の話に限ってしまった。これはいったん鉛印本のように書いた魯迅が、『史略』にする過程で、鵝籠と吐壺の二説話のおもしろさが、「菩薩不小、毛亦不大」という不可思議相を含みながらも、すでに大部分は、甲が乙を吐き、乙が丙を吐き、しかもそれぞれが不實を働き、……そしてまたその逆に飲みこまれるという入れ子式の動的なモチーフを支えられていることに氣づいたために、佛經同士の近さによって『觀佛三昧海經』を直接には吐壺相の淵源と限定したのであらう。しかしここにはいささか無理があるように思われる。というのは少なくとも表現の上では『舊雜譬喻經』よりも、鵝籠の話の方が「籠亦不更廣、書生亦不更小」と『觀佛三昧海經』のモチーフを承けているのに對して、吐壺の話にはそれが無い。そして『史略』のような表現にし

たばあい、『觀佛三昧海經』をとりあげたのは、吐壺の淵源を説明するだけのものとなり、蛇足のように感じられる。鵝籠の前身としては吐壺の指摘だけですでに十分だからである。したがってこの記述は『觀佛三昧海經』への言及をいっそ削るか、でなければ鉛印本の舊に戻した方が穩當なように思われる。ともかくわたしは『史略』のこの箇所を讀むたびにひっかかりを感じたものだが、『大略』鉛印本を見るに及んでいささか釋然とした。それにしても小説史としては『觀佛三昧海經』を吐壺の淵源として取りあげるだけでなく、それと入れ子式のモチーフとの質的なちがいを強調すべきではないかと思う。なお錢鍾書『管錘篇』第二冊「太平廣記」二二七（七六四頁）は、「陽羨鵝籠」の淵源としてさらに多くの佛典をあげて詳しい論證を加えている。

「小説的變遷」第二講云、（引陽羨鵝籠之條）此種思想、不是中國所故有的、乃完全受了印度思想的影響。就此也可知六朝の志怪小説、和印度怎樣相關的大概了。

段成式『西陽雜俎』續集卷四（『大略』卷三とするは誤。）貶誤篇には、所引の文章の前に「續齊諧記云」として「陽羨鵝籠」を少し簡略化して引く。

『舊雜譬喻經』卷上云、昔有國王持婦女急。正夫人謂太子、我爲汝母、生不見國中、欲一出、汝可白王。如是至三、太子白王。王則聽。太子自爲御車出。群臣於道路奉迎爲拜。夫人出其手開帳、令人得見之。太子見女人而如是、便詐腹痛而還。夫人言、我無相甚矣。太子自念、我母尙如此、何況餘乎。夜便委國去、入山中遊觀。時道邊有樹、下有好泉水。太子上樹、逢見梵志獨行來、入水洗浴、出飯食。作術吐出一壺。壺中有女人、與於屏處作家室、梵志遂得臥。女人則復作術、吐出一壺。壺中有年少男子、復與共臥。已便吞壺。須臾梵志起、復內婦著壺中、吞之、已作杖而去。太子歸國白王、請道人。及諸臣下持作三人食、著一邊、梵志既至。言、我獨自耳。太子曰、道人當出婦共食。道

人不得止出婦。太子謂婦、當出男子共食。如是至三、不得止出男子、共食已便去。王問太子、汝何因知之。答曰、我母欲觀國中、我爲御車、母出手令人見之。我念女人能多欲、便詐腹痛還入山、見是道人藏婦腹中當有姦。如是女人姦不可絕、願大王赦宮中自在行來。王則勅後宮中、其欲行者從志也。師曰、天下不可信女人也。『大正藏經』本。

『觀佛三昧海經』卷二云、佛告父王、云何名苦行時白毫毛相。如我踰出宮城已、去伽耶城不遠、詣阿輪陀樹。吉安天子等百千天子、皆作是念。菩薩若於此坐必須坐具、我今應當獻於天草。卽把天草清淨柔軟、名曰吉祥。菩薩受已鋪地而坐。是時諸天諦觀菩薩身相可愛。復見白毛圍如三寸、右旋轉有百千色、流入諸相。是諸天子觀白毫時、各作是念。菩薩今者惟受我草不受汝草。時白毛中有萬億菩薩結加趺坐、各取其草坐此樹下。一一天子、各見白毫中有如此相。是時吉安天子而讚歎言、善哉勝士、修大慈悲、慈悲力故得大人相、於其相中無量變現、能滿諸天一切善願、不生諍訟、起菩提心。釋梵諸天見於菩薩坐此樹下、各獻甘露、持用供養。菩薩是時爲欲降伏彼六師、故不受彼供。天令左右自生麻米。菩薩不食。諸天皆曰、此善男子、不食多日、氣力愾然、餘命無幾。云何當能成辦菩提。菩薩是時入滅意三昧。三昧境界名寂諸根。諸天啼泣、淚下如雨。勸請菩薩當起飲食。作是請時、聲遍三千大千世界、菩薩不覺。有一天子、名曰悅意、見地生草、穿菩薩肉、上生至肘。告諸天曰、奇哉男子、苦行乃爾。不食多時、喚聲不聞、草生不覺。卽以右手申其白毛。其毛端直、正長一丈四尺五寸、如天白寶、中外俱空。天見毛內有百億光、其光微妙、不可具宣。於其光中、現化菩薩、皆修苦行、如此不異。菩薩不小、毛亦不大。諸天見已、歎未曾有。卽放白毛、右旋婉轉、與光明俱還復本處。爾時諸天諦觀白毛、目不暫捨、見白毛中、下生五箇、從面門入、流注甘露、滴滴不絕、從舌根上、流入于身、表裏清徹、如琉璃山。百千萬億諸大菩薩、於己身內現。諸天見已、合掌歡喜、前言愚癡、言此大人、命不云遠、今見是相、必當成佛、了了無疑。無上慧日、照世不久。作是語已、遶百千匝、各還宮殿。如此音聲、聞六欲天。佛告

父王、佛滅度後、若四部衆、欲觀如來苦行時白毫相者、當作是觀。如此觀者、是名正觀、若異觀者、名爲邪觀。『大正藏經』本。

許廣平『魯迅回憶錄』三、魯迅的講演與講課云、釋典、天竺故事之流傳世間、在印度講出世、是說作人諸多苦惱、不好。但佛教經典也無非說說而已、即在印度本土、亦不能盡入實踐、這是揭開佛說連印度也不能普遍遵行的情況。

19 所引『靈鬼志』

五十二

寫印本『大略』は「法苑珠林六十一卷引」とのみ注するが、『法苑珠林』のみに據ったのではなく、『御覽』との校訂を経た『古小説鈎沈』に據っている。但し更に訂した箇所があつて『鈎沈』とまったく同じというわけではない。鉛印本に至つて『太平御覽』三百五十九の注を加えたが、引文の内容からみて、ここはむしろ主として『御覽』七三七を擧げるべきである。寫印本所引では「吐、珠玉金銀」の「吐」字を脱し、「自說其所受師」の「師」字を『珠林』に従つて「術」字に作る。鉛印本所引は『史略』に同じい。また、「即復口吐出、女子」の「一」字を『大略』『史略』各版ともに脱す。

(一九八八・七・九)

### 第六篇 六朝之鬼神志怪書(下)

1 釋氏輔教之書、以至顧後世則或視爲小説

五十一

寫印本『大略』六云、釋家輔教之書、隋志著錄九家、今惟顏之推冤魂志存、餘並佚。遺文可攷見者、有齊王琰冥祥記、隋顏之推集靈記侯白旌異記三種、多記經像之顯效、明應驗之實有。寫印本は鉛印本以後の各版と構成が異り、『釋氏輔教之書』に

ついでの記事は『拾遺記』の後におかれ、順序がまったく逆になっている。鉛印本は構成記述の文とも『史略』に同じい。

『隋志』著録九家」は、『史略』が下に擧げる五家に加えて、1-17に擧げた『新唐志』小説家類への注記を参考にする、次の五家が候補に擧げられるが、確定するにはいささか問題がある。

○『應驗記』一卷 宋光祿大夫傅亮撰。『隋志』史部雜傳類。新舊『唐志』著録せず。

傅亮の『應驗記』は兩『唐志』に著録のないところから、中國では唐代に亡んだものと一應は考えられる。しかし日本では京都青蓮院吉水藏に鎌倉期の寫本が保存されていて、宋張演撰『續光世音應驗記』、齊陸杲撰『繫觀世音應驗記』と共に今に見ることが出来る。牧田諦亮氏が『六朝古逸觀世音應驗記の研究』(昭和翌年、平樂寺書店)の中に、詳しい注記を附けて複製された。それに依ると、『光世音應驗記』宋尚書令北地傅亮字季友撰として自序および本文七條からなる。序に謝慶緒の『光世音應驗一卷』十餘事にもついたものであることを述べるから、この七條でもとの一卷を完全に保っているものと思われる。なお陸杲の『繫應驗記』序からみて、この三部の書は一セットとして世に行なわれたものようである。そのことから、唐代には一應亡んだものと考えられる『應驗記』も、實は『新唐志』の「陸杲繫應驗記一卷」という標記の中に埋没したまま保存されていた可能性も考えられる。現在書目としては必ずしも信憑がおけないが、鄭樵の『通志』藝文略には「應驗記一卷宋光祿大夫傅亮撰」とある。ともかく、この発見は『古小説鈎沈』の闕を補うことは確かである。ただし魯迅が『隋志』著録九家のうちの一と考えたかどうかは、後述する『舍利感應記』と關連して最も問題となるところである。ちなみに姚氏『隋志考證』は次のように述べる。

「案傅亮爲宋武佐後、以與徐羨之謝晦行廢立殺少帝、爲文帝所誅、此應驗記一卷似卽其夜見長星而作、當時用以勸進者歟。」

○『感應傳』八卷王延秀撰 『隋志』史部雜傳類、又子部雜家類に「晉尙書郎王延秀撰」として互見。『舊唐志』史部雜傳類。『新唐志』子部小說家類。梁釋慧皎『高僧傳』序云、太原王延秀感應傳。『破邪論』卷下にも同じく言う。

『隋志』に言う「晉尙書郎」は正史の記述から考えて、すでに姚氏『隋志考證』が指摘するように「宋」でなければならぬ。『梁書』二六傳昭傳の「太原王延秀薦昭於丹陽尹袁粲」という記述からすると、宋の泰始五（四六九）年から元徽元年（四七三）ころの、王延秀の生存は確認される。ところで『太平廣記』には「感應傳」に出づとする二則が収録されている。卷一一一の「齊建安王」、卷一一四の「張逸」である。これらはその文體から見て同一の書から出たものだと考えられる。しかし一則「齊建安王」は明らかに南齊の事である。魯迅は姚氏『隋志考證』は見えていたはずだから、晉から宋に降っても、齊までは降らないと考えて、『太平廣記』所收の二則は遺文の攷見すべき者に當らぬとしたものか。なお王延秀は宋齊の交替時には六十歳前後であったと推測される。あるいは『廣記』の二則にはじめから氣附かなかったものか。『太平廣記』の『感應傳』はあるいはまた隋の釋淨辯の同名異書十卷（續高僧傳）卷二六）の佚文か。

さらにまた1-17に引いた『新唐志』において魯迅は、「王延秀感應傳八卷」に續く「陸果（正しくは果、繫應驗記一卷）」に注して「以上二部『隋志』在子部雜家、『舊唐志』在史部雜傳」と言う。しかし陸果の『繫應驗記』には著録がないから寫印本の誤りということになる。そしてそれとは逆に「劉泳因果記十卷」の注では『舊唐志』在雜傳」として『隋志』の著録を落し、さらに「集靈記十卷」でも同じく『隋志』の著録に言及しない。注記におけるこれらの不注意が『隋志』著録九家」という數に影響しているかどうかは分らない。

○『補續冥祥記』一卷 王曼穎撰。『隋志』史部雜傳類。『舊唐志』史部雜傳類「續冥祥記十一卷」。『新唐志』部小

説家類「王曼穎續冥祥記十一卷」。

姚氏『隋志考證』は按語に「王琰先有冥祥記十卷、此補續其書。唐志殆合爲一篇、故十一卷。琰亦太原人、仕梁爲吳興令。曼穎固同族亦同時人也。法苑珠林亦數引之。」と云う。

○『因果記』十卷 『隋志』子部雜家類、不著撰人。『舊唐志』史部雜傳類、「劉泳撰」。『新唐志』子部小説家類、「劉泳因果記十卷」。

姚氏『隋志考證』に「按劉泳始末未詳。新唐志于撰人時代先後頗有次第、是書列之王曼穎顏之推之間、則梁陳時人也。」と云う。

以上がいちおう九家のうちの四家と考えられるものだが、『隋志』雜傳類にはいま一つ明らかに釋氏輔教の書がある。隋著作郎王劭の『舍利感應記』三卷がそれである。兩『唐志』は著録しない。この書は各地における佛舍利の靈驗を集めたもので、『廣弘明集』卷十七に三十四條が収録されている。内容はかなり類型化されていて面白くないが、靈異を記したものにはちがいない。魯迅がこれを「遺文の考見す可き者」として採らなかつたのは、まったくの見落しによるものか、それともあまりの類型化に小説とは見なさず、寺塔記に類した地理書として排除したものか、よく分らない。遺文の見落しによるものなら、當時ほとんど手がかりのなかつた傳亮の『應驗記』よりも『舍利感應記』を九家の一と考えていた可能性が強い。(姚氏『隋志考證』には「嚴可均全隋文編曰、廣弘明集十七引王劭舍利感應記三十四條、舍利感應別錄四十四條。」とあるのだが。)また後者のような措置をとつたのであれば、やはり傳亮の『應驗記』が九家の一に入るであろう。なお王劭には他にも志怪と考えられる『皇隋靈感誌』があつたが亡佚。『隋書』卷六九本傳に見える。「法苑珠林」卷四十にも『舍利感應記』を「二十卷隋著作王劭撰」として引く。省略あり。三校時附記。

○『冤魂志』三卷 顔之推撰。『隋志』史部雜傳類。『舊唐志』同。『新唐志』子部小說家類。

『四庫提要』一四二、子部小說家類云、還冤志三卷 隋顔之推撰。之推有家訓、已著錄。此書隋志不載。唐書藝文志作冤魂志三卷。文獻通考作北齊還冤志二卷。考宋史藝文志作顔之推還冤志、太平廣記所引亦皆稱還冤志、與今本合、則唐志爲傳寫之譌。至書中所記、上始周宣王、杜伯之事、不得目以北齊。卽之推始本梁人、後終隋代。觀陸法言切韻序、則開皇之初、尙與劉秦等八人同時定韻、更不得目以北齊。殆舊本之首題北齊黃門侍郎顔之推撰、遂誤以冠於書名上歟。觀宋史又載釋庭藻續北齊還冤志一卷、則誤稱北齊亦已久矣。自梁武以後、佛教彌昌、士大夫率皈禮能仁、盛談因果。之推家訓有歸心篇、於罪福尤爲篤信、故此書所述皆釋家報應之說。然齊有彭生、晉有申生、鄭有伯有、衛有渾良夫。其事並載春秋傳。趙氏之大厲、趙王如意之蒼犬、以及魏其武安之事、亦未嘗不載於正史。強魂毅魄、憑厲氣而爲變、理固有之、尙非天堂地獄幻查不可稽者比也。其文詞亦頗古雅、殊異小說之冗濫。存爲鑑戒、固亦無害於義矣。陳繼儒嘗入秘笈中、刊削不完、僅存一卷。此本乃何鏗漢魏叢書所刻、猶爲原帙。今據以著錄焉。「冤魂志」が傳寫の譌でないことは、顔眞卿家廟碑、法苑珠林等の記述を引く姚氏「隋志考證」にすでに明らかである。「太平廣記」各本は「還魂記」として引く。「還冤志」という名は「梁文總目」が最初のものである。陳氏「書錄解題」も「北齊還冤志三卷」とする。

顔之推の傳は『北齊書』卷四五文苑傳、『北史』卷八二に見える。

○『宣驗記』十三卷 殿本は三十卷に作る。劉義慶撰。『隋志』史部雜傳類。新舊『唐志』著錄せず。

『古小說鈎沈』に凡三十五則を輯録。なお牧田氏の前掲書復刻の陸杲『繫觀世音應驗記』には、五條に「宣驗記又載某事」とあつて、同様の記事が『宣驗記』にあったことが分る。劉義慶については5—14を參看。

○『冥祥記』十卷 王琰撰。『隋志』史部雜傳類。『舊唐志』同。『新唐志』子部小說家類。「王琰冥祥記十卷」但し

校點本は一巻とする。この書については次條を參照。

○『集靈記』二十卷 顏之推撰。『隋志』史部雜傳類。『舊唐志』同「十卷」。『新唐志』子部小說家類、「顏之推集靈記十卷」。

『古小說鈎沈』は『御覽』より琅邪の王諶の事一則を收める。ただこの一則は、王諶が没後異界から妻子の窮乏を助けるというだけの話で、應驗の實有は言えるとしても、これのみでは輔教の書たることを證することはできない。現に『鈎沈』はこの書を釋氏輔教の書のグループにはなく、ふつうの志怪書に編入している。魯迅は撰者の顏之推が佛教の信者であり、『冤魂志』の撰者であることから、うっかりこの書をここに書き込んだものか。ともかく、この書はこの記述から省いた方がよいと思われる。

○『旌異記』十五卷 侯君素撰。『隋志』史部雜傳類。『舊唐志』同但し「侯君素撰」と誤る。新唐志子部小說家類。『隋書』卷五八陸爽傳、『北史』卷八三文苑李文博傳ともに「十五卷」と著錄。『歷代三寶記』卷二に「旌異傳、二十卷右一部相州秀才儒林郎侯君素奉隋文勅撰」、『法苑珠林』卷二〇〇傳記篇に「旌異傳一部二十卷隋朝相州秀才儒林郎侯君素奉文帝勅撰」、『大唐內典錄』卷五、又『續高僧傳』卷二同。『日本國見在書目』雜傳家類に「旌異記十卷侯君素撰」と著錄する。『古小說鈎沈』は凡そ十則を收録するが、なお『大唐內典錄』等に遺漏がある。

以上兩『唐志』に著錄なく、唐代にはすでに中國において亡佚していたと見なされた傅亮の『應驗記』、劉義慶の『宣驗記』を除けば、宋代に入つてこれらはすべて小説と見なされたことが分る。亡佚した二書が假に存在したとしても『隋志』における分類からみて、『新唐志』ではやはり小説家類に編入されたであらう。

また5—2に引く「小説的變遷」を參照。

寫印本『大略』六云、冥祥記在法苑珠林及太平廣記中所存最多、其記叙亦最詳盡、略引三事、以概其餘。鉛印本は「史略」には同じ。『受五戒』の下「于宋大明及建元（五世紀中）年」一句がなく、「兩感金像之異」の「兩」字を「因」に作り、次句「因作記」を「遂乃作記」にする。また「（見法苑珠林卷十七）」を括弧に入れず、本文とする。

『冥祥記』自序云、琰稚年在交趾。彼土有賢法師者、道德僧也。見授五戒、以觀世音金像一軀、見與供養、形製異今、又非甚古、類元嘉中作。鎔鑄殊工、似有真好。琰奉以還都。時年在齟齬、與二弟常盡勸至、專精不倦。後治改弊廬、無屋安設、寄京師南澗寺中。于時百姓競鑄錢、亦有盜毀金像以充鑄者。時像在寺、已經數月。琰晝寢、夢見立于座隅、意甚異之。時日已暮、卽馳迎還。其夕、南澗十餘軀像、悉遇盜亡。其後久之、像於曬草間放光。顯照、三尺許地、金輝秀起、煥然奪目。琰兄弟及僕役同覩者十餘人。于時幼小、不卽題記、比加撰錄、忘其日月、是宋大明七年秋也。至泰始末、琰移居鳥衣、周旋僧以此像權寓多寶寺。琰時暫游江都、此僧仍適荆楚、不知像處、垂將十載。常恐神寶、與因俱絕。宋升明末、游蹟峽表、經過江陵、見此沙門、迺知像所。其年、琰還京師、卽造多寶寺訪焉。寺主愛公、云無此寄像。琰退慮此僧孟浪、將遂失此像、深以惆悵。其夜、夢人見語云、像在多寶、愛公忘耳、當爲得之。見將至寺、與人手自開殿、見像在殿之東衆小像中、的的分明。詰且造寺、具以所夢請愛公。愛公乃爲開殿、果見此像在殿之東、如夢所覩。遂得像還。時建元元年七月十三日也。像今常自供養、唐釋道宣三寶感通錄卷二引像今常自供養至末。庶必永作津梁。循復其事、有感深懷、沿此徵覲、綴成斯記。夫鏡接近情、莫踰儀像、瑞驗之發、多自此興。經云、鎔斷圖續類形相者、爰能行動、及放光明。今西域釋迦彌勒二像、暉用若冥一引作眞蓋得相乎。今華夏景楛、一引作東今夏景摸、感通錄冥作眞、楛作摸。神應亟著、亦或當年羣生、因會所感、假馮木石、以見幽異、不必尅由容好、而能然也。故沈石浮深、實闡

閩吳之化、塵金瀉液、用舒彭宋之禍。感通錄作用綿彭宋之禍。其餘銓示繁方、雖難曲辨、率其大抵、允歸自從。感通錄作允歸自從。若夫經塔顯效、旨證亦同、事非殊貫、故繼其末。法苑珠林十七又十四引像今常目供養已下。『古小說鈎沈』本。全文は「珠林」卷十七（百卷本）に見える。卷十四には「此像常目供養」以下が「故琰冥、祥記、自序、云」として引かれる。その直前に、最初から「建元元年七月十三日也」までが要約した形で引かれているので、その内容を考え合せて、卷十七の文を全文自序と判断したものと思われる。

『古小說鈎沈』にはさきの序一篇と百三十一篇を収録。六朝古佚小説の中でも最も豊かに残っている方である。『珠林』からのが大半で、凡そ一二三事、『廣記』からは凡そ三九事、兩者でそのほとんどを占める。他に『御覽』『辯正論』等がソースである。王琰の行蹟については右の『珠林』、『感通錄』の他に、陸杲『繫應驗記』四〇「彭子喬」の條に「義安太義（難讀、守か―牧田注）太原王琰、杲有舊、作冥祥記」とあり、『隋史』古史類に「宋春秋二十卷梁吳興令王琰撰」、そして『南史』卷五七范縝傳に、非佛論を唱える范縝に對して「太原王琰乃著論譏縝」とある他、詳しいことは分らない。

### 3 所引『冥祥記』

五五―九

『大略』兩本とも『史略』に同じい。前二條は『法苑珠林』百二十卷本（いま四部叢刊本はその一種）に據っている。但し卷數は百卷本に變えてある。百二十卷本ではそれぞれ「卷二二」「卷二六」「卷二二」である。

第三條趙泰の話は『珠林』をベースに可能な限り『珠林』の文を保存して、讀みにくい箇處等は黄刻本『太平廣記』によって改訂を加えてある。「城邑、青黑」は「珠林」「城邑、青黑狀、錫」に作り、『廣記』は「城邑、青黑色」に作る。

ここは次に見るようにあるいは四字句の意識が働いて『廣記』に據って『史略』のようにしたのかもしれない。「作何孽罪」の「孽」字は『珠林』にはなく、『廣記』も黄刻本にしかない。この部分の主者の言葉が四言を主としてい

るため、『廣記』に據つて「犖」字を補つたものと思われる。「給泰兵馬」、「廣記」各本は「兵馬」に作るが、『珠林』四部叢刊本、『鈞沈』、『大略』兩本、『史略』初版は「馬兵」に作る。合訂再版で顛倒したもので、意を以て改めたのかどうかは不明。「或劍樹高廣」の「廣」字、『珠林』になく、『廣記』に據る。「得以除不」、「珠林」は「得除、以不」に作るが、『廣記』は「得以除、否」に作る。

『魯迅増田涉師弟答問集』第六頁云、「魯迅答曰」此恒遣六部使者。六部使者トハ幽界ノ使者デス。文中ノ「此」トハ即チ幽界ヲ指シテ居マス、佛敎ト道教トノ混血兒デ佛經ニハ小乘經典ニ出典ガアルカモ知ランガ讀ンダ一ガナイカラハッキリ言ヘマセン、迴國行脚ノ僧ヲバ支那デハ六部ト云ヒマセン、又書信三三〇六二五―二増田涉宛新版全集第十三

#### 4 佛敎既漸流播、以至如『洞冥』『列異』之類

英十三

寫印本『大略』六云、稱述神異之書、出于方士者、如十洲記漢武帝內傳、雖依託古人、不畧撰者、而文不逮志、僞跡彰著、已具示第四篇。餘多散亡不可考。惟羣書間、有引神異記者、爲晉道士王浮所作、浮妄人、即與帛遠抗論屢屈、遂改換西域傳造明威化胡經者也。記有云、寫印本『大略』の第六章はこの段からはじまる。鉛印本は次の二句を欠くのみで「史略」に同じ。「惠帝時（三世紀末至四世紀初）」（見唐釋法琳『辯正論』六）。また章の構成も「史略」に同じい。

『神異記』は『隋志』『唐志』、以下諸書目に著録がない。僅かに『御覽』經史圖書綱目に『郭氏玄中記』『千寶搜神記』と並んで『王浮神異記』と記載され、卷八六七に引く虞洪の事に「王浮神異記曰」として出る。『太平廣記』には出ない。『古小說鈎沈』には凡そ八條を輯録するが、問題がないわけではない。

釋法琳『辯正論』卷五云、儒生問曰、皇甫謐云、老子出關入天竺國、教胡王爲浮屠。此則老之與佛一時人也。何爲浪談前後、以矯俗乎。開士喩曰、尋夫至人女寂有類、谷神應變無方、事同山響不疾而速、豈隔華夷。井坎之徒好師偏

見、朝三暮四空生喜怒。是以虛己應物者、必有千變之容。狹情適事者、豈知萬殊之妙。案西域傳云、老子至闕賓國見浮圖、自傷不及、乃說偏供養。對像陳情云、我生何晚、佛出一何早。不見釋迦文心、中常懊惱。注省略。晉世雜錄云、道士王浮每與沙門帛遠抗論、王浮屢屈焉。遂改換西域傳爲化胡經。言喜與舛化胡作佛、佛起於此。裴子野高僧傳云、晉惠帝時、沙門帛遠字法祖、每與祭酒王浮、一云道士基公次、共諍邪正。浮屢屈焉。既瞋不自忍、乃託西域傳爲化胡經、以誦佛法。遂行於世、人無知者、歟有所歸、致患累載。幽明錄云、蒲城李通死、來云、見沙門法祖、爲闍羅王講首楞嚴經。又見道士王浮、身被鎖械、求祖懺悔。祖不肯赴。孤背聖人、死方思悔。」本文中略。叙老流沙皆無實錄。備在高士安傳、豈可調乎。佛先道後、爾無或也。

又卷六云、案晉世道士王浮、改西域傳爲明威化胡經、乃稱老子渡流沙教胡王爲浮圖、變身作佛、方有佛興。蓋誣謂之甚極也。但闕賓去此萬里已遠、秦漢至今商人蕃使相繼不絕、莫傳老子在彼化胡。況浮圖經及變身作佛、未之聞也。縱使老子爲浮圖、始是報恩供養舍利方顯聖德、何名誕哉。「辯正論」は後に「明威化胡經」の斷篇を引く。右二條「大正藏經」本。

王浮に關する資料はごく限られたものしかなく、右に擧げたものの他、僧祐『出三藏記集』卷一六、慧皎『高僧傳』卷一、以上ともに右の『幽明錄』に引くそれ自體志怪に屬するような話。釋彥琮『法琳別傳』卷下に見えるのが、管見ではすべてである。魯迅が「浮、妄人」と言い、「有淺妄之稱」とするのは何に據ったのか未詳。あるいは右のごとき釋家の言を襲ったものか。

##### 5 所引『神異記』

『大略』寫印、鉛印兩本、『史略』各版の引用部分はずべて同じである。

「捶鐵以爲幹」の「捶」字の上に『御覽』各本および『鈎沈』「撫」字を有するが、おそらく衍字として省いたのである。『往宮亭、送杖于廟中訖、卽進路。』の句讀、句讀を切らない『大略』寫印本を除いて、鉛印本より三十年集

版に至るまですべて「往宮亭送杖于廟中、訖即進路。」とする。五七年版『全集』に至って現行のごとくになる。これは『古小説鈎沈』の句讀（魯迅自身の句讀ではない）に倣ったものようであるが、この句讀は魯迅に従うべきで、變える必要はないと思う。「便投水中」、「投」字の下、『御覽』は「杖」字が有るが、『鈎沈』すでになく、『大略』兩本以下皆な脱す。「當以還之」の「當」字の下、『御覽』『鈎沈』『大略』寫印本皆な「送」字が有るが、鉛印本で脱し、以下の各版皆なそれに倣う。「於是取銀杖看之」、「御覽』『鈎沈』から『史略』初版まで皆な「銀」字なく、合訂再版でおそらく前の「銀杖」と紛れて誤ったものであろう。衍字として刪るべきである。「剖視中」、「中」字『御覽』各本「衆」字に作る。『鈎沈』は「中」字とするが、意を以て改めたものか、それともただ近似音による筆誤か未詳。「丹丘生大茗」の「生」字、『事類賦』卷十七（『鈎沈』『大略』『史略』皆十六とするのは誤。）で「出」字に作り、『鈎沈』『大略』寫印本も同じく、鉛印本で「生」に誤る。訂すべきである。

なお陳敏の事は、『太平廣記』二九三にすこし簡約にした形で出るが、そこでは「神鬼傳に出づ」とされている。

6 『拾遺記』十卷、以至「蓋卽綺撰而託之王嘉」者也

五六一

寫印本『大略』六云、苻秦時、有方士隴西安陽人王嘉字子年、作拾遺記十九卷二百二十篇、後遂散佚。梁蕭綺搜檢殘遺、合爲十卷、間加論釋、謂之錄焉、今尙存。綺序云、「文起羲炎已來事訖西晉之末」、然前九卷起庖犧而□及東晉、末一卷則記崑崙等九仙山、與序稍不同。其文雖靡麗可觀、而事率誇誕無實、錄亦附會、僅助波瀾、漢世虞初周說等叙述古事之書、今雖不存、以此度之、殆亦類是而已。鉛印本は「（約三九〇）」という年代を欠き、「胡應麟」を「王應麟」に誤る他は「史略」に同じい。

『隋志』雜史類云、拾遺錄二卷僞秦姚萇方士王子年撰。王子年拾遺記十卷蕭綺撰。

『舊唐志』雜史類云、拾遺錄三卷王嘉撰。王子年拾遺記蕭綺錄。

『新唐志』雜史類云、王嘉拾遺錄三卷。又拾遺記十卷蕭綺錄。

『晉書』卷九五王嘉傳云、王嘉字子年、隴西安陽人也。輕舉止、醜形貌、外若不足、而聰睿內明。滑稽好語笑、不食五穀、不衣美麗、清虛服氣、不與世人交游。隱於東陽谷、鑿崖穴居、弟子受業者數百人、亦皆穴處。石季龍之末、棄其徒衆、至長安、潛隱於終南山、結菴廬而止。門人聞而復隨之、乃遷於倒獸山。苻堅累徵不起、公侯已下咸躬往參詣、好尚之士無不師宗之。問其當世事者、皆隨問而對。好爲譬喻、狀如戲調、言未然之事、辭如讖記、當時眇能隲之、事過皆驗。堅將南征、遣使者問之。嘉曰、「金剛火強。」乃乘使者馬、正衣冠、徐徐東行數百步、而策馬馳反、脫衣服、棄冠履而歸、下馬踞牀、一無所言。使者還告、堅不悟、復遣問之、曰、「吾世祚云何。」嘉曰、「未央。」咸以爲吉。明年癸未、敗於淮南、所謂末年而有殃也。人候之者、至心則見之、不至心則隱形不見。衣服在架、履杖猶存、或欲取其衣者、終不及、企而取之、衣架踰高、而屋亦不大、履杖諸物亦如之。姚萇之入長安、禮嘉如苻堅故事、逼以自隨、每事諮之。萇旣與苻登相持、問嘉曰、「吾得殺苻登定天下不。」嘉曰、「略得之。」萇怒曰、「得當云得、何略之有。」遂斬之。先此、釋道安謂嘉曰、「世故方殷、可以行矣。」嘉答曰、「卿其先行、吾負債未果去。」俄而道安亡、至是而嘉戮死、所謂「負債」者也。苻登聞嘉死、設壇哭之、贈太師、諡曰文。及萇死、萇子興字子略方殺登、「略得」之謂也。嘉之死日、人有隴上見之。其所造牽三歌讖、事過皆驗、累世猶傳之。又著拾遺錄十卷、其記事多詭怪、今行於世。『拾遺記』のテキストによっては文字に少し異同があるもの、これがそのまま「後序」になっている。

『拾遺記』蕭綺序云、拾遺記者、晉隴西安陽人王嘉字子年所撰、凡十九卷、二百二十篇、皆爲殘缺。當僞秦之季、王綱遷號、五都淪覆、河洛之地、沒爲戎墟、宮室榛蕪、書藏堙毀。荆棘霜露、豈獨悲於前王、鞠爲不黍、彌深嗟於茲

代。故使典章散滅、燬館焚埃、皇圖帝冊、殆無一存、故此書多有亡散。文起義、炎已來、事訖西晉之末、五運因循、十有四代。王子年乃搜撰異同、而殊怪必舉、紀事存樸、愛廣尙奇、憲章稽古之文、綺綜編雜之部、山海經所不載、夏鼎未之或存、乃集而記矣。辭趣過誕、意旨迂闊、推理陳跡、恨爲繁冗、多涉禎祥之書、博采神仙之事、妙萬物而爲言、蓋絕世而弘博矣。世德陵夷、文頗缺略。綺更刪其繁紊、紀其實美、搜刊幽秘、摭採殘落、言匪浮詭、事弗空誣、推詳往跡、則影徹經史、考驗眞怪、則叶附圖籍。若其道業遠者、則辭省樸素、世德近者、則文存靡麗、編言貫物、使宛然成章。數運則與世推移、風政則因時迴改。至如金縷鳥篆之文、玉牒蟲章之字、末代流傳、多乖曩跡、雖探研鑄寫、抑多疑誤。及言乎政化、訛乎禎祥、隨代而次之。土地山川之域、或以名例相疑、草木鳥獸之類、亦以聲狀相惑、隨所載而區別、各因方而釋之、或變通而會其道、寧可採於一說。今搜檢殘遺、合爲一部、凡一十卷、序而錄焉。齊治平校注本

『四庫提要』二四二、子部小說家類云、拾遺記十卷 秦王嘉撰。嘉字子年、隴西安陽人。事蹟具晉書藝術傳。故舊本繫之晉代、然嘉實苻秦方士、是時關中雲擾、與典午隔絕久矣。稱晉人者非也。其書本十九卷二百二十篇、後經亂亡殘闕、梁蕭綺搜羅補綴、定爲十卷、并附著所論、命之曰錄、卽此本也。綺序稱文起羲炎以來、事訖西晉之末。然第九卷記石虎燹龍至石氏破滅、則事在穆帝永和六年之後、入東晉久矣。綺亦約略言之也。嘉書蓋倣郭憲洞冥記而作、其言荒誕、證以史傳皆不合、如皇娥讎歌之事、趙高登仙之說、或上誣古聖、或下獎賊臣、尤爲乖迂。綺錄亦附會其詞、無所糾正。然歷代詞人取材不竭、亦劉勰所謂事豐富偉、辭富膏腴、無益經典、而有助文章者歟。虞初九百、漢人備錄、六朝舊笈、今亦存備採掇焉。

『少室山房筆叢』卷三二、四部正譌下云、拾遺記稱王嘉子年、蕭綺傳錄、蓋卽綺撰而託之王嘉。中所記無一事實者。皇娥等歌、浮艷淺薄。然詞人往往用之、以境界相近故。又名山記、亦贗作、今不傳。

「其事多詭怪」、鉛印本より第七版まで「其記事多詭怪」に作る。訂正版で「記」字を省く。

五七

齊治平校注本（二九）、中華書局）を含む九種の刊本によって校對した結果、『子書百家』『百子全書』系のテキストに據っているとされる。少昊の條、「奏便、娟之樂」の「便」字を他本は皆な「嬖」字に作るが、『子書百家』等二種

（『百子全書』は『子書百家』の覆本）のみ「便」に作る。魯迅のは『大略』寫印本以來皆な「便」に作る。

『拾遺記』については「日記」に記載がある。一九二一年二月二十二日に「得蟬隱盧信片并『拾遺記』二本、甚劣、價八角。」とあり、劣本であったため返したらしい。また同年三月十七日には「午後蟬隱盧寄來『拾遺記』一本、又『搜神記』二本、不全。」とあり、不全の『搜神記』は翌日返送している。『拾遺記』の方は書帳に著録があるが、残念ながら如何なる刊本か不明。『魯迅藏書目錄』は著録しない。

卷一、「乗桴輕、漾著日傍」の「輕」字、『大略』寫印本で□とされ、以後三十年集版まで□に作る。五七年版『全集』で『拾遺記』によって「輕」を補う。訂正版、十一版が「口」字に作るのは誤。「詩」衛風、『拾遺記』各本すべて「詩」中衛風に作るが、『大略』寫印本からすでに「中」字はないから、衍字として省いたのかもしれない。

卷六、「乃裂帛、及紳」の「帛」字、『拾遺記』各本すべて「裳」に作り、『大略』寫印本も同。鉛印本で「帛」に作り以後すべてそれを襲うが、これはおそらく鉛印本での誤植であろう。「卯金之子」、『拾遺記』各本はすべて「金卯之子」と逆に作る。『大略』寫印本から顛倒している。『事類賦』所引に同じい。

（一九八八・七・二）